

## 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10953 号  
平成 23 年 9 月 1 日 23 生産第 4223 号  
平成 24 年 4 月 6 日 23 生産第 6221 号  
平成 25 年 5 月 16 日 25 生産第 271 号  
平成 26 年 4 月 1 日 25 生産第 3417 号  
平成 27 年 4 月 2 日 26 生産第 3315 号  
平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2765 号  
平成 29 年 4 月 1 日 28 生産第 2111 号  
令和 2 年 3 月 31 日元生産第 2663 号  
農林水産事務次官依命通知

### 第 1 趣旨

- 1 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。

このため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（法第 3 条第 3 項第 3 号の事業をいう。）を実施する農業者団体等（同項柱書きの「農業者団体等」をいう。以下同じ。）に対する支援を行うため、環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

- 2 交付金による取組については、法、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 14 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第 2 交付金の交付

交付金は、別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件」（平成 27 年 4 月 2 日農林水産省告示第 755 号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。）を導入した農業生産活動（以下「農業生産活動」という。）の実施を推進する農業者団体等に対し、都道府県及び市町村を通じて交付する。

### 第 3 実施期間

実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

#### 第4 取組推進の基本的考え方

- 1 農業生産活動の実施の推進は、地球環境のみならず、地域環境の保全・向上に資する取組であることから、その推進に当たり交付金による取組の効果が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体等は適切な役割分担の下、密接な連携を図りつつ一体となって取組を推進するものとする。
- 2 交付金による取組については、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施することから、国、地方公共団体等は、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進するものとする。

#### 第5 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 3 市町村は、交付金による取組が円滑に実施されるよう、交付対象者から申請された事業計画（別紙の第2の1の（1）に定める事業計画をいう。）を認定するとともに、交付対象者に対し、交付金の交付及び農業生産活動の実施状況の確認等を行う。

#### 第6 国による助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農業生産活動の実施を推進する農業者団体等が交付金による取組を実施するために必要な経費について、都道府県に助成するものとする。

#### 第7 委任

交付金による取組の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱及び農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2261 号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、旧要綱は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成 22 年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業のうち、平成 25 年度に交付申請がなされる「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」及び「有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）」の交付単価については、この要綱の別紙 1 の第 1 の 3 の（2）の取組の交付単価を適用するものとする。
- 3 なお、平成 25 年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施された事業に係る同要綱に規定する手続については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要綱に基づき平成 26 年度に事業を実施した者について、当該要綱第 2 の 1 の取組を現に実施している場合にあつては、事業を継続して実施できるものとし、この場合、改正前の環境保全型農業直接支援対策実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号）第 1 の 5 の（1）に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、この要綱別紙 1 の第 2 の（2）に定める「営農活動計画書」とみなすものとする。なお、この場合の農業生産活動の要件は従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、改正後のこの要綱及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10955 号）に基づき行うものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正前の同要綱に基づく事業のうち、平成 29 年度に交付申請がなされる「カバークロップ（緑肥の作付け）」及び「その他都道府県知事が特に必要と認める取組（地域特認取組）」の交付単価については、改正後の同要綱の別紙の第 1 の 4 の（1）及び（4）の取組の交付単価を適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

(別紙)

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

### 第1 事業の実施

#### 1 対象者

生産局長が別に定める農業者団体等とする。

#### 2 事業要件

農業者団体等は、毎年度、生産局長が別に定めるところにより、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動を実施するものとする。

#### 3 対象農地

交付金の交付の算定の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地

#### 4 農業生産活動

支援の対象となる農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下に掲げる取組であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- (3) 5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- (4) 5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- (5) 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組
- (6) 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組
- (7) 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組
- (8) 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組
- (9) その他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）

#### 5 交付単価

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する交付金に関し、4の(1)から(9)までに掲げる農業生産活動に係る国の交付金の10アール当たりの交付単価は、次に掲げる表中の①に掲げる額とし、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

また、地方公共団体が交付する交付金については、都道府県及び市町村がそれぞれ費用の一部を負担しなければならないものとする。

なお、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

農業生産活動	①国の交付金の10アール当たりの交付単価	②国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	2,200円	4,400円
5割低減の取組とカバークロープ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	3,000円	6,000円
5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	2,700円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は1,600円)	5,400円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は3,200円)
5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	2,500円	5,000円
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	1,500円	3,000円
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	400円	800円
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	400円	800円
有機農業の取組 (生産局長が別に定める作物以外の作物に関するもの)	6,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、1,000円を加算)	12,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、2,000円を加算)

有機農業の取組 (生産局長が別に定める作物に関するもの)	1,500円	3,000円
地域特認取組	生産局長が別に定める単価	生産局長が別に定める単価

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合

## 第2 事業の実施手続等

### 1 活動の実施等

農業者団体等が行う活動の実施手続等に関しては、次に定めるとおりとする。

#### (1) 事業計画

農業者団体等は、活動内容に関して、次に掲げる事項を定めた原則として5年間を実施期間とする事業計画を作成するものとする。

- ア 事業の目標
- イ 事業の内容
- ウ 事業の実施期間
- エ 農業者団体等の構成員に係る事項

#### (2) 営農活動計画書

農業者団体等は、(1)に定める事業計画について、次に掲げる事項を定めた営農活動計画書を作成するものとする。

- ア 組織の名称及び所在地
- イ 活動期間
- ウ 農業生産活動の実施区域及び位置図
- エ 農業生産活動の内容及び実施時期
- オ 農業生産活動の実施を推進する活動の内容
- カ 交付金額
- キ その他必要な事項

#### (3) 事業計画の認定

ア 農業者団体等の代表者は、交付金による取組を行おうとするときは、(1)に定める事業計画に(2)に定める営農活動計画書を添え、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出するものとする。

イ 市町村長は、アにより提出のあった事業計画を審査の上、当該農業者団体等に交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を農業者団体等の代表者に通知するものとする。

ウ 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

#### (4) 事業計画の変更

農業者団体等の代表者は、(3)により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、(3)の手続に準じて市町村長の認定を受

けるものとし、その他の軽微な事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。

ア 事業の目標の変更

イ 事業の種類の変更

ウ 事業の実施期間の変更

エ 事業の実施区域の変更

オ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更

カ 農業生産活動の取組面積の増加又は年当たり交付金額の上限の増加

#### (5) 活動の実施

農業者団体等は、事業計画を実施する際には、交付金の適正な執行及び会計経理を行いつつ、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

### 2 実施状況の報告

農業者団体等の代表者は、毎年度、第1の4に掲げる農業生産活動及び第1の2の農業生産活動の実施を推進する活動に関する実施状況について、生産局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

### 3 実施状況の確認

市町村長は、2により報告のあった実施状況について、生産局長が別に定めるところにより確認するものとする。

### 4 事業の実績等の報告

(1) 農業者団体等の代表者は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を市町村長に報告するものとする。

(2) 市町村長は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、(1)の報告を取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。

(3) 都道府県知事は、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）に報告するものとする。

### 5 交付金の返還

市町村長は、交付金の交付を受けた農業者団体等が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、生産局長が別に定める基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。